

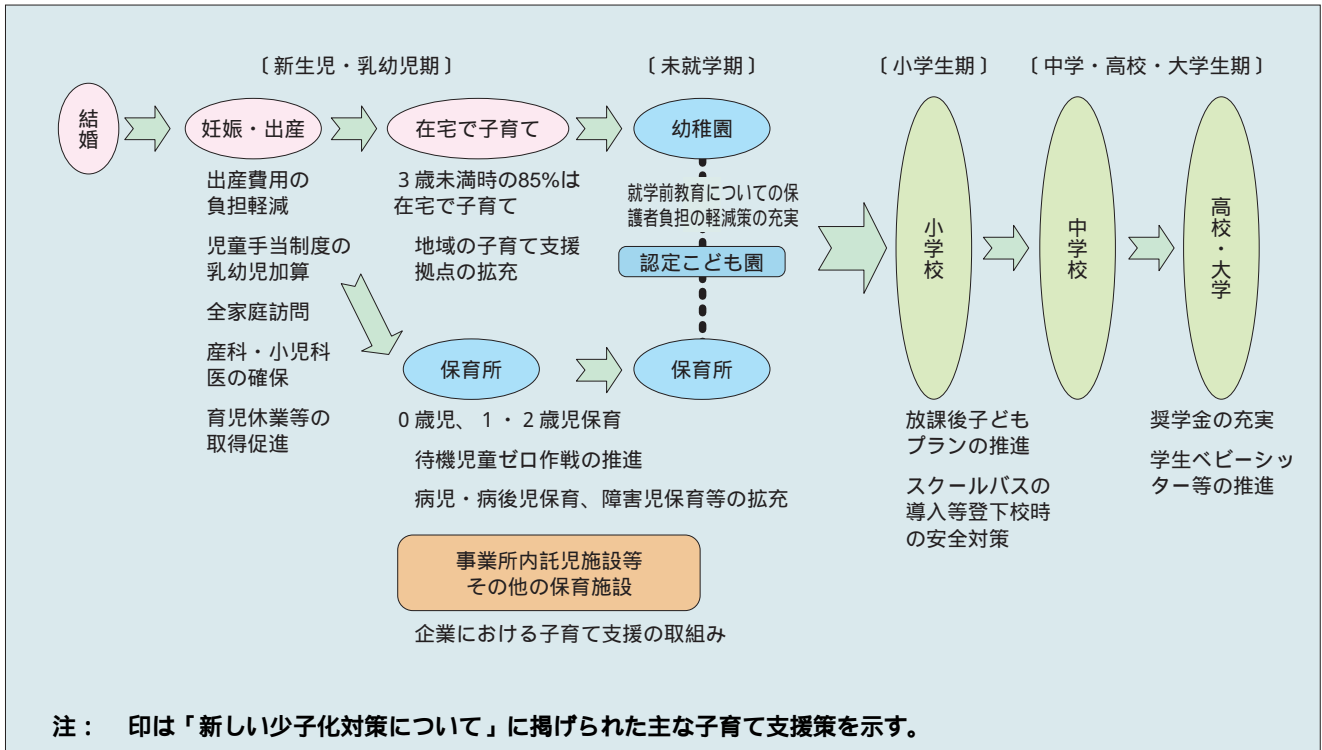
第3章 子どもの成長に応じた子育て支援策

第1節 妊娠・出産・乳幼児期から未就学期まで

1 妊娠・出産時における支援

新しい少子化対策では、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変わっていくことに着目し、子どもの年齢進行別に新たな子育て支援策を掲げている。そのイメージ図は以下のとおりである。

第1-3-2図 「新しい少子化対策について」における年齢進行別子育て支援策のイメージ



新たな生命の誕生は、妊産婦自身はもちろんのこと、その配偶者である夫、夫婦の両親、きょうだい、親族、友人など、大勢の人たちにとって大きな喜びであるとともに、社会にとっても嬉しい。一方、女性にとって、身体的にも精神的にも人生の一大事である。特に、初めての妊娠・出産の場合には、慣れないこと等から不安も多く、核家族化が進展し、地域社会での協力関係が薄れつつある現状では、妊婦とその家族に対する支援が必要である。

新しい少子化対策では、妊娠・出産時の負担軽減として、出産育児一時金の支払手続きの改善、妊娠中の健診費用の負担軽減、不妊治療に対する公的助成の拡大等の施策を講じることとしている。

2 産科・小児科医療体制の確保

医師総数が増加しているにもかかわらず、産科医数は減少傾向にあり、身近なところでお産ができないという深刻な「産科医不足問題」が生じている。

新しい少子化対策では、産科医療システムの充実を図るために、地域における産科医療機能の集約化や重点化、周産期医療のネットワークの構築等、産科医・助産師等の確保や産科医療・助産の提供体制の充実に努めるほか、女性医師等の仕事と育児の両立支援や再就職支援等に努めるこ

ととしている。

また、小児医療システムの充実として、地域における小児科医療機能の集約化や重点化等、小児科医の確保に努めるほか、女性医師の仕事と育児の両立支援や再就職支援や小児救急医療の体制整備を進めることとしている。

3 児童手当や家庭訪問等、誕生後の支援

児童手当制度は、子育て家庭の育児費用負担に着目して経済的支援を行うことにより、家庭生活の安定と児童の健全な育成等に資することを目的とする。世論調査等では、経済的支援に対する要望は高い。

新しい少子化対策では、親の経済力が低く、仕事や家庭生活の面でも課題が多い出産前後や乳幼児期において、経済的負担の軽減を図ることとし、「児童手当制度における乳幼児加算の創設」を掲げている。

第1-3-6表 児童手当制度の国際比較

事項	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ	イギリス
支給対象児童	第1子から 小学校6学年修了前	第2子から 20歳未満	第1子から 16歳未満（義務教育修了前） 20歳の春学期まで奨学金手当等	第1子から 18歳未満（失業者は21歳未満、学生は27歳未満）	第1子から 16歳未満（全日制教育を受けている場合は19歳未満）
支給月額	・第1子、第2子 0.5万円 ・第3子～ 1.0万円	・第1子 なし ・第2子 約1.7万円 ・第3子～ 約2.2万円 割増給付 11～16歳 約0.4万円 16～19歳 約0.9万円	・第1子、第2子 約1.6万円 ・第3子 約1.9万円 ・第4子 約2.7万円 ・第5子～ 約3.0万円 奨学金手当 児童が17歳以上でも学生の場合、児童手当と同額を支給	・第1子から第3子 約2.3万円 ・第4子～ 約2.7万円	・第1子 約1.6万円 ・第2子～ 約1.0万円
所得制限	あり	なし	なし	原則なし	なし
財源	公費と事業主拠出金	家族給付全国基金、事業主拠出金、税	国庫負担	公費負担	国庫負担

資料：「海外情勢白書 世界の厚生労働2004」（厚生労働省編）、フランス家族手当金庫ホームページを基に内閣府少子化対策推進室において作成。なお、フランスでは第1子から3歳未満までを対象とする「乳幼児迎入れ手当」がある。
注：各国の為替レートについては、日銀報告省令レート（2006年11月分）により換算。

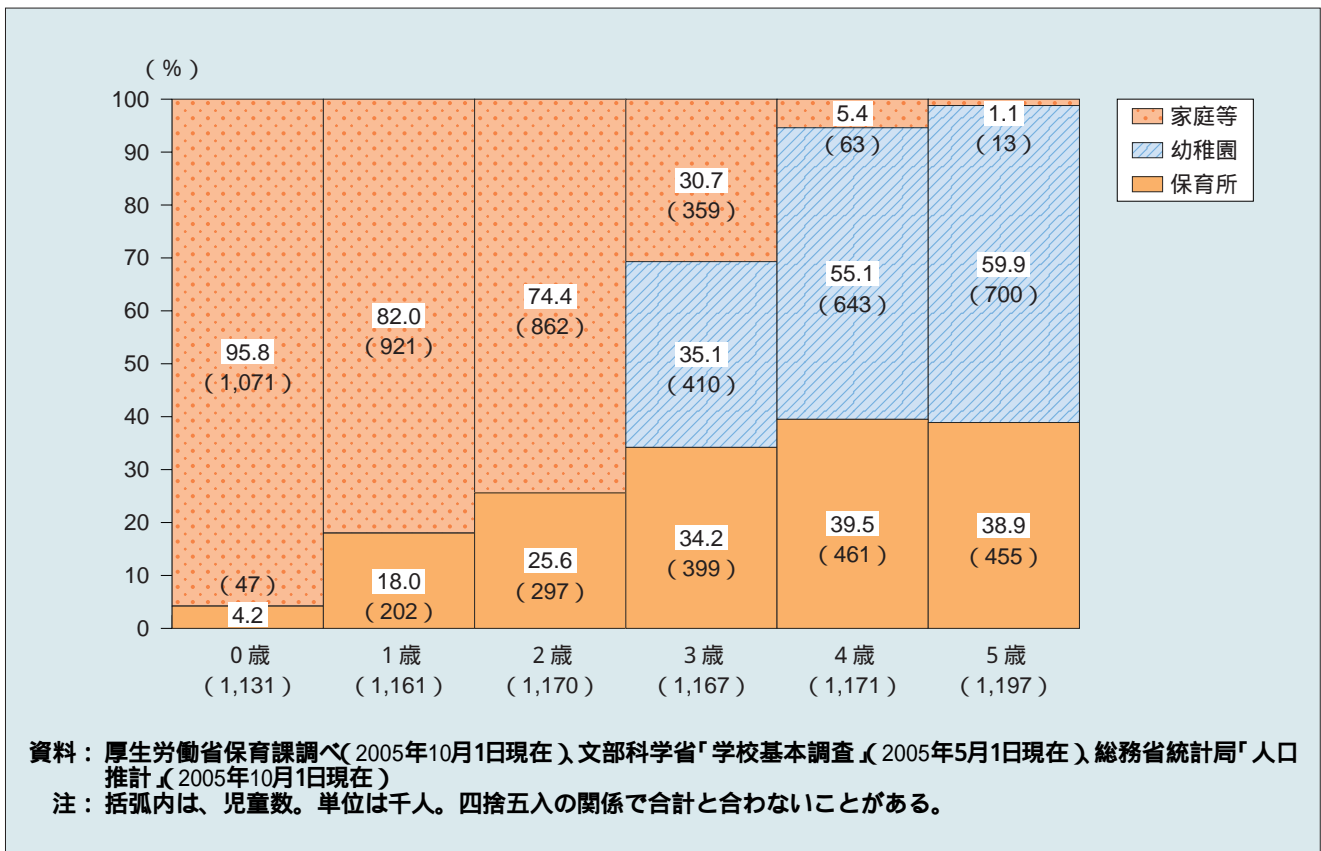
子どもが生まれた家族にとって、新生児を健康に育てていくことができるかどうかの不安は大きく、育児ノイローゼや産後うつ病等の問題も指摘されている。そこで、新しい少子化対策では、子どもが誕生後一定期間内に、市町村職員等が新生児を持つすべての家庭を訪問する「子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築」を掲げている。これにより、子育て家庭の実態把握や、各種相談への対応、子育て支援サービスの紹介、専門家の派遣につながること等により、子育て家庭に安心感をもたらし、適切に育児を行うことが期待される。

4 地域の子育て支援拠点の整備

乳幼児期の子ども居場所をみると、0歳～2歳児の85%は家庭内で親により育てられている。家庭内での孤独な育児とならないように、すべての家庭を対象にした在宅育児に対する支援が必要であるが、小学校区はもちろんのこと、中学校区のレベルにおいても、地域子育て支援センターやつどいの広場等の子育て支援施設が1つもないところがあり、在宅育児を支援する環境は不十分な状況にある。

新しい少子化対策では、つどいの広場や一時預かり施設などの子育て支援拠点を拡充し、子育て中の親がベビーカーを押して歩いていけるような身近な場所への設置を促進するほか、待機児童ゼロ作戦をさらに推進し、5年後にはゼロを目指すとしている。また、病児・病後児保育、障害児保育等を拡充することとしている。

第1-3-11図 就学前児童の居場所

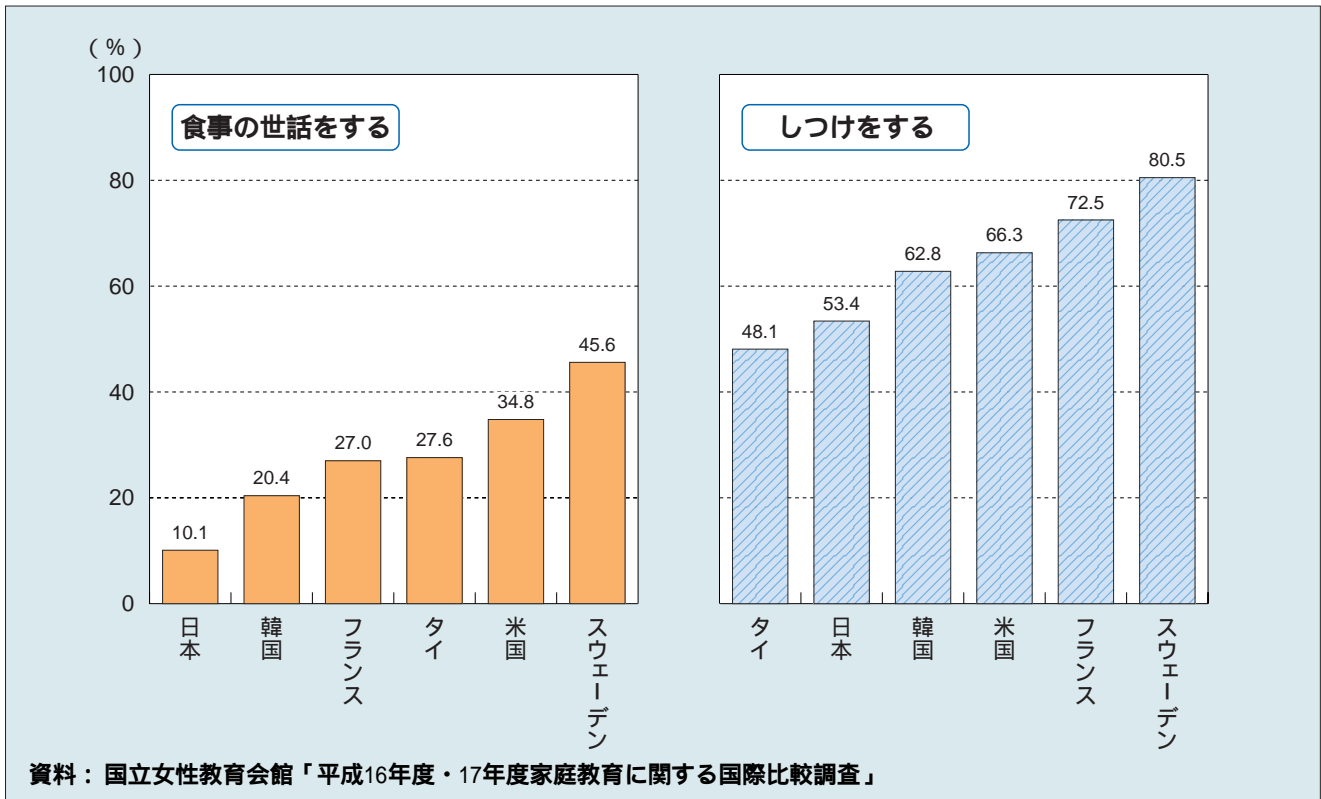


5 子どもと一緒にいる時間の拡大

日本の場合、子育てを母親にまかせがちであり、父親が子どもと一緒にいる時間は世界的にも短い。その背景のひとつには、長時間労働により家事や育児への参加が制約される職場の働き方の問題がある。また、子どもの成長の大事な時間を、20～30代の若い父親達が長時間労働のため子どもと共有できないというのは、父親にとって大変残念なことであるし、育児のほとんどを分担している母親にとっても、父親が育児にほとんど参加しない状態は、孤立した子育てから不安や悩みが生じるなど好ましくない。

新しい少子化対策では、男性もより子育てに参加し、子どもと一緒にいる時間を拡大できるようにするとともに、育児と仕事の両立支援を進める等の観点から、子育て支援策の中で、男性の育児休業の利用促進や子育て期の短時間勤務制度の強化、在宅勤務の推進、さらには次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表や、従業員300人以下の企業の行動計画の策定促進等を掲げている。

第1-3-14図 家事・育児の父親の参加率



第2節 小学生・中学生・高校生・大学生期まで

1 放課後子どもプランの推進

共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブに対するニーズが高まっているほか、全児童を対象にした事業の推進や、放課後の子どもの安全な過ごし方等に関心が高まっている。

新しい少子化対策では、全小学校区において、放課後児童クラブと地域子ども教室とを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を2007年度から推進することとしている。これは、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る施策として重要であり、この事業の中で、地域の大人（教職を目指す大学生や退職教員等）の協力を得て、子ども達に対して学習機会の提供を含む様々な活動の場を提供することを想定している。

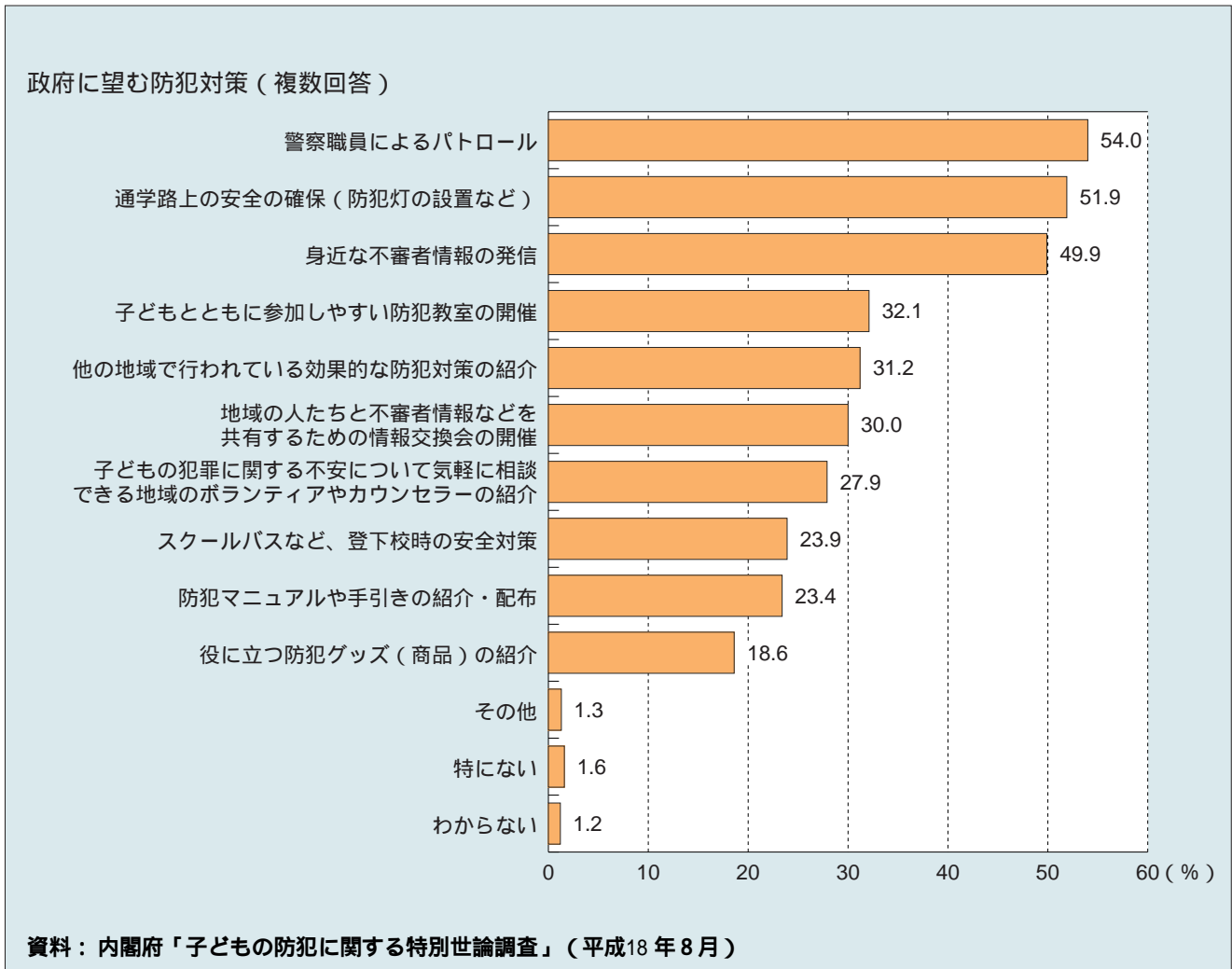
2 スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

近年、子どもの登下校時をねらった犯行が起きたりしていることから、学校や登下校時の安全確保に対する関心が急速に高まっている。

新しい少子化対策では、スクールバスの導入・運営の促進、地域のボランティアの子どもの見守り活動等への参加や警察官OB等による各学校の巡回指導等、地域ぐるみで学校の安全を確保す

るための体制の整備、登下校時等における子どもを交通事故から守るため、通学路等における歩道整備を推進することとしている。

第1-3-17図 登下校時の安全対策



3 奨学金制度の充実

子ども1人当たりの教育費は、幼稚園から大学まで合わせると1,100万円～1,800万円かかるため、教育費の負担軽減に対する要望は強い。

新しい少子化対策では、子育て家庭の教育費の負担軽減策として、奨学金の充実と、奨学金返還時の税制上の優遇措置の検討を行うこととしている。

第3節 その他の重要な対策

1 子育てを支援する税制等の検討

新しい少子化対策では、子育て家庭を経済的に支援するための子育て支援税制の検討を提案している。具体的には、現行の扶養控除を見直し、それによる財源を用いて、就学期を含めた子どもに対する税額控除の導入、あるいは子育て家庭に対する給付や教育費の助成の拡大等について検討する。また、事業所内保育所の設置・運営や、育児休業の取得促進等、子育て支援に先駆的に取り組む企業に対する支援税制を検討することとしている。

2 里親・養子縁組制度の促進

児童虐待に関する相談件数の増加等を踏まえて、家庭的環境の中でめぐまれない児童を養育する里親制度の重要性が増している。また、一般の養子制度とともに、特に養子の利益に着目した特別養子制度がある。

新しい少子化対策では、里親制度や養子縁組制度の普及・促進と広報・啓発活動に努めることとしている。

3 地域の子育て支援のための人材育成

地域の子育て支援拠点を拡充するためには、こうした地域の拠点施設の運営を支えていくような子育て支援人材の育成を強化し、「地域の育児力」の向上を図ることが重要である。

新しい少子化対策では、地域における子育て支援者の育成や、学生ベビーシッターの推奨、地域の退職者、高齢者等の人材活用による世代間交流の推進等を図ることとしている。

第4章 働き方の改革

第1節 働き方の現状と課題

1 新しい少子化対策の柱としての「働き方の改革」

若い世代が子どもを生み育てやすい環境を作るためには、従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が可能な働き方ができるように、職場全体の働き方や雰囲気を変えていく「働き方の改革」が必要である。

2 現状の働き方の問題点

出産1年前に仕事を持っていた女性の約7割が、第1子を出産半年後には無職となっている。働く女性が増大する一方で、仕事と子育てを両立できる環境が十分整わないことや、結婚や出産、子育て等により失われる機会費用やキャリアの問題が大きいこと等が、働く女性にとって結婚や出産に対して消極的な姿勢の原因となり、出生率に影響を与えていると思われる。

女性が仕事と子育てを両立するためには、夫婦がお互いに負担を分かち合えるように協力することが重要であるが、現状では子育て期にある男性が仕事優先の働き方により、家事や育児に十分参加することができないため、女性の子育てに対する負担感を増大させている。